新規就農のご案内

北海道砂川市

〒073-0195
北海道砂川市西７条北２丁目１番１号
砂川市経済部農政課
TEL 0125-54-2121（内線 2211）

◎新規参入者募集要件

① 砂川市内で独立・自営就農を目指す方

砂川市内に居住し、市内での就農を目指す方を募集します。

② 原則、就農時の年齢が２０歳以上５０歳未満の方

農業は重労働ですので、十分な体力が必要です。

就農時の年齢が５０歳未満の場合、農業次世代人材投資資金（準備型）、農業次世代人材投資資金（経営開始型）などの国の支援が受けられ、また、青年等就農計画の認定を受けることにより青年等就農資金の借入ができますので、新規就農には有利です。

③ 農業経営に強い意欲を有している方

農業で成功するには、多大な努力と経営手腕が必要です。

給与所得者のように、毎年決まった金額が入ってくるわけでは有りませんし、天候によって収入が左右されることもあります。

「のんびりと田舎暮らしをいたい」、「ほかに仕事が無いから農業をやろう」という安易な考えでは成功しません。

④ 原則、配偶者又は１８歳以上６５歳以下の同居の親族を有する方

農作業は重労働であるため、ひとりで行うと、非常に厳しく孤独な時間が続きます。しかし、農作業を２人以上で行えば何倍にも効率が良くなる作業が多く有ります。

農業をするには、家族の理解と協力が重要です。たとえ家族が農業をやらない人であっても、精神的に大きな支えとなります。

⑤ 就農時までに経営規模に見合った営農資金が確保できる方

農業を始めるには、初期の設備や機械投資に相当なお金が必要となります。

また、初期投資ばかりでなく、営農を開始してもすぐに所得を確保できるとは限りませんので、設備資金のほかに２～３年分の生活資金を準備しておく必要があります。

施設野菜経営の場合で、就農までに概ね５００万円以上準備できれば、無理のない就農計画が策定できます。

◎砂川市の概要

砂川市は、札幌市と旭川市のほぼ中央に位置し、その市域は、東西に約 10.5 キロメートル、南北に約 12.7 キロメートル、総面積は 78.68 平方キロメートルで、市街中心部は、平地地帯と石狩川の間に南北に細長く展開し、中央を国道 12 号のほか、道央自動車道と JR 函館本線がそれぞれ縦貫しています。

昭和 49 年に緑化宣言を行い、さらに同 59 年には環境庁から道内初のアメニティ・タウン（快適環境都市）の指定を受けました。

以降、アメニティ・タウン構想を軸に「公園の中に都市がある、美しいまちづくり」を推進し、市民一人あたりの都市公園面積は 212.27 平方メートル（平成 27 年３月現在）と日本一を誇っています。

◎砂川市の農業

砂川市の農業は水稲を中心に、トマト、ミニトマト、きゅうり、玉ねぎの生産が好調で、品質向上が市場に受け入れられ「砂川ブランド」としての評価が広がっています。

水稲、玉ねぎなどの土地利用型農業とトマト、きゅうりなどの施設園芸との複合経営が盛んで、近隣市町に比べ１農家あたりの経営面積は小さいですが、効率的な農業経営が展開されています。

高品質で安心・安全な農作物の生産を目指しており、平成 27 年 12 月には、ＪＡ新すながわ産特別栽培米ゆめぴりかが「第１回ゆめぴりかコンテスト」において最高金賞を受賞しました。

・主要作物の作付面積と生産額

農　作　物	作付面積	生産量
水稲	442ha	1,448.4t
トマト	2.31ha	213.2t
ミニトマト	4.36ha	211.9t
キュウリ	2.86ha	378.4t
玉ねぎ	94.74ha	4619.4t
花卉（ヒマワリ）	1.23ha	444 千本

（令和４年度　農協調べ）

◎主な新規就農者支援制度

○砂川市新規就農者支援事業

・新規就農者が農地の利用権を設定した場合、就農した日から５年間、農地の年間賃借料の２分の１を助成します。（年間５万円を限度とする。）

・就農した日から３年以内の農業経営に必要な農業機械、施設・資材の購入に要する経費に対し、10 分の３以内、90 万円を限度に助成します。

○新規就農者育成総合対策

・就農準備資金

50 歳未満での新規就農を目的に、先進農家等で研修等を受ける方に、最長２年間、年間 150 万円を給付します。（夫婦で研修を受ける場合は１人 150 万円、計 300 万円を交付）

※就農しなかった場合は、給付金を返還しなければなりません。

・経営開始資金

50 歳未満で独立・自営就農される方に、農業を始めてから経営が安定するまで、最長３年間、年間 150 万円を給付します。（夫婦ともに就農する場合は夫婦合わせて 1.5 人分を交付）

・経営発展支援事業

就農後の経営発展のために、都道府県が認定新規就農者に対して機械・施設等の導入（果樹の新植・改植、機械リース等も対象）を支援する場合、都道府県支援分の２倍を国が支援します。

(1)対象者：49 歳以下の認定新規就農者

(2)支援額：補助対象事業費上限 1,000 万円 （経営開始資金の交付対象者は上限 500 万円）

(3)補助率：都道府県支援分の２倍を国が支援（国の補助上限 1/2）

〈例〉国 1/2、県 1/4、本人 1/4

○青年等就農資金

新たに農業経営を営もうとする青年等に対し、農業経営を開始するために必要な資金を長期、無利子で貸付けます。

(1)貸付対象者：新たに農業経営を営もうとする青年等であって、市町村から青年等就農計画の認定を受けた認定新規就農者(45 歳未満で農業経営を開始してから５年以内の方)

(2)資 金 使 途：施設、機械の取得等（農地等の取得は除く）

(3)貸付限度額：3,700 万円

(4)貸 付 利 率：無利子

(5)償 還 期 限：17 年以内（据置期間５年以内）

(6)担保・保証人：融資対象物件以外の担保及び第三者保証人は不要

○就農研修者大型特殊免許取得支援事業（北海道農業担い手育成センター）

認定新規就農者が就農計画に基づく研修を行うため必要とする大型特殊免許取得に係る費用の２分の１以内を助成（５万円を上限とする。）

◎就農までの流れ

就 農 相 談

相談窓口　　砂川市農政課
・受入要件・支援制度等の説明

面　　接

砂川市農業担い手育成センター
・受入要件等の確認
・新規就農への意欲
・農業体験受入農家の決定

農 業 体 験　（１週間～10 日程度）

・本人の意思を確認し、受入農家と協議し実践研修の受入可否を決定

花・野菜技術センター
総合技術研修

実践研修１年目
４月～10 月（約６カ月）

砂川市
・住宅の確保の支援
・農業次世代人材投資資金（準備型）の申請

実践研修
１年目　　２年目
10 月　～　　３月　（約１年６カ月）

受入指導農家での実践研修

・就農適正の判断(2 年目 11 月頃)

農業委員会
・農地の確保の支援
・担当農業委員との面接

青年等就農計画の策定

農　協
・営農計画策定の支援
・資金計画の支援
・青年等就農資金の借入

育成センター
・計画策定の支援

就農準備

就農準備
３年目４月～
・農地の確保及び整備
・施設の整備等

農　済
・農業共済制度

営農開始

実践研修終了後１年未満

砂川市
・農業次世代人材投資資金（経営開始型）の申請

普及センター
・農業技術支援等

◎就農までの流れ（協力隊）

応 募

協力隊員
・履歴書の提出

⇩

書類審査・面接

砂川市
・受入要件等の確認
・新規就農への意欲確認

⇩

採用決定

砂川市
・住宅確保の支援
・受入農家の決定

⇩

・引越し
・研修準備

受入農家での協力隊活動開始

砂川市
・農作業に係る費用負担
（作業着等）
・研修や資格に掛かる費用負担
・その他活動に係る費用負担
・更新手続き（１年更新）

⇩

・就農に向けた農業技術の習得
・農業大学校での就農研修
・その他就農に係る研修に参加
・ＳＮＳを用いた情報発信
・農業に関する資格取得
※任期は最長３年間

農業委員会
・農地の確保の支援
・担当農業委員との面接

農 協
・営農計画策定の支援
・資金計画の支援
・青年等就農資金の借入

就農準備（就農時期や農地の決定後）

⇩

・青年等就農計画の作成
・農地の確保及び整備
・施設や機械、資材の確保及び整備等
・農協組合員や各部会への加入

協力隊任期満了 or 退任

⇩

営農開始

砂川市
・農業次世代人材投資資金
（経営開始型）の申請

※青年等就農計画とは

新たに農業を始める方が作成する事業計画書のことです。就農後５年間の生産量や収入、作付面積など、個人の農業経営のあり方について計画を立て、それが市町村に認められると認定新規就農者となります。認定新規就農者になると、国から支援措置（無利子資金の貸し付けなど）の対象となります。